

# 第 2 2 回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成 3 1 年 3 月 2 7 日 (水) 午後 4 時 0 0 分より  
於：島原市有明総合文化会館 2 階 多目的ホール 1

## 第 2 2 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 3 1 年 3 月 2 7 日 (水) 1 5 時 5 8 分
2. 閉会時間 平成 3 1 年 3 月 2 7 日 (水) 1 6 時 4 2 分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2 階 多目的ホール 1
4. 出席委員者の数 1 7 名
5. 欠席委員者の数 1 名
6. 出席推進委員の数 1 3 名
7. 報告事項
  - 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定 (合意解約) による通知書について
  - 報告第 2 号 使用貸借解約通知書について
  - 報告第 3 号 農業用施設届について
  - 報告第 4 号 新規就農者について
8. 議案
  - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項 (耕作権設定) の規定による許可申請について
  - 第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項 (所有権移転) の規定による許可申請について
  - 第 3 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
  - 第 4 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
  - 第 5 号議案 非農地証明願について
  - 第 6 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画 (案) について
  - 第 7 号議案 中間管理機構を介した農地利用配分計画 (案) について

午後 3 時 58 分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第 2 2 回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番 ・ ・ ・ ・ ・ 委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、定数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定により、議長が指名することになっており、・番 ・ ・ ・ ・ ・ 委員、・番 ・ ・ ・ ・ ・ 委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集 1 ページから 2 ページに記載のとおりで、7 件 15 筆 7, 328. 90 平方メートルの届けがありました。

次に、報告第 2 号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は 3 ページから 4 ページに記載のとおりで、7 件 13 筆 9, 938 平方メートルの届けがありました。

次に、報告第 3 号、農業用施設届については、議案集 5 ページに記載のとおりで、1 件 1 筆 199 平方メートルの届けがありました。

次に、報告第 4 号、新規就農者について報告します。

議案集は 5 ページ、届出者は・ ・ ・ ・ ・ さん、農地を借り受けと取得により、農業に従事されます。以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（耕作権設定）の規定による許可申請の 1 番と関連がありますので、第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権移転）の規定による許可申請の 1 番を一括して上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番及び第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

この案件につきましては、第1号議案の1番と第2号議案の1番を合わせて、面積要件を満たすことになることから一括して上程し、審議頂きたいと存じます。

第1号議案の1番の使用貸人は、・・・の・・・さん、使用借人は、・・・の・・・さんです。

畑 1筆 4, 731平方メートルを使用貸借による権利設定するための申請です。

また、第2号議案の1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

田 1筆 291平方メートル、畑 1筆 768平方メートル、合計1,059平方メートルを所有権移転するための申請です。

使用借人及び譲受人は、先ほど報告第4号で報告を行った新規就農者です。農地の取得後の耕作面積は、5,790平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、耕運機1台、キャリア1台、消毒機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番、及び、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の使用借人及び譲受人は、新規就農者で、10年の農作業歴があります。

新たに農地の借用及び取得により、農業を営む予定で、南瓜、メロンを作付する計画です。通作距離は自宅より500メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番及び第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、まず、第1号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第2号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番と関連がありますので、農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番を一括して上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番及び3番について説明します。

この案件につきましては、第2号議案の2番の申請地と第2号議案の3番の申請地を交換するための申請であることから一括して上程し、審議頂きたいと存じます。

2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑 1筆 1, 484平方メートルが交換となる申請地です。

取得後の耕作面積は、7, 201平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機2台、田植機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

また、3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんで、畑 1筆 1, 822平方メートルが交換となる申請地です。

取得後の耕作面積は、15, 962平方メートルで、農機具は、トラクター2台、耕運機2台、田植機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番及び3番について報告します。

2番の譲受人は、農家で、60年の農作業歴があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、水稻・人参・大根・かぼちゃ・じゃがいもを作付し、通作距離は車で10分ということで、問題なしと見て参りました。

3番の譲受人は、農家で、45年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、水稻・人参・大根・生姜・ブロッコリーを作付し、通作距離は自宅の隣りということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の2番及び3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、まず、第2号議案の2番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番は許可することに決定します。

次に、第2号議案の3番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について説明します。  
4番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑 1筆 394平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、8,900平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について報告します。  
4番の譲受人は、兼業農家で、30年の農作業暦があります。

父と2人で農業を営んでおり、水稻・馬鈴薯・白菜・大根・ブロッコリーを作付し、通作距離は自宅の隣りということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の4番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番は許可することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番と関連がありますので、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請2番を一括して上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番及び2番について説明します。

申請人は・・・の・・・さんで、1番の申請地420平方メートルに木造2階建住宅を建築したいとの申請と2番の申請地26平方メートルは隣接する道路と一体に公衆用道路として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 .....

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番及び2番について報告します。

1番及び2番の申請地は・・・の一角にあり、南側は農地、それ以外の周囲は宅地となっております。

既存の石積があることから、現状のまま利用し、雨水は自然流下、及び溜枳を經由して道路側溝や水路へ放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。 ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、まず、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案の2番について、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。



(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地425平方メートルを譲り受け、木造2階建貸家を3棟 建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 .....

委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は農地、東側は道路、南側及び西側は宅地となっております。

既存の擁壁があることから、現状のまま利用し、雨水は溜桝を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について説明します。

2番の使用貸人は・・・の・・・さん、使用借人は・・・の・・・さんで、申請地471平方メートルを借り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 .....

委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は、・・・の一角にあり、北側は水路を挟み神社、東側及び南側は道路、西側は使用貸人所有の農地となっております。

既存の擁壁があることから、現状のまま利用し、雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について説明します。

3番の使用貸人は、・・・の・・・さん、使用借人は、・・・の・・・さんで、申請地357平方メートルを借り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は使用貸人所有の宅地、南側は農地、西側は使用貸人所有の農地となっております。

周囲には擁壁及び石積を設け、雨水は溜桝を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について説明します。

4番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんで、申請地298平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。 被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 .....

委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は、・・・の一角にあり、北側及び西側は宅地、東側及び南側は農地となっております。

盛土造成しコンクリートブロックを設け、雨水は自然流下で道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。

5番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地156平方メートルを譲り受け、隣接する自宅兼店舗の来客用駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10<sup>ヘクタール</sup>未満であることから、第2種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は譲渡人所有の農地、南側は譲受人所有の宅地、西側は農地となっております。

切土造成し擁壁を設け、雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願いの1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は平成10年7月1日から駐車場用地として利用されております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 .....

委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、周囲はすべて宅地となっております。

現地を見ますと、駐車場として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第5号議案 非農地証明願いの2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

2番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和56年月日不詳頃から公衆用道路として利用されていましたが、道路の計画変更があり、昭和59年9月24日からは隣接する・・・番・(宅地)と一体に住宅用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 .....

委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び西側は申出人所有の宅地、東側及び南側は道路となっております。

現地を見ますと、隣接する宅地と一体に住宅用地として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。 ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第5号議案 非農地証明願いの3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

3番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和28年月日不詳頃から農業用施設用地として利用されております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側は申出人所有の宅地、南側は申出人所有の農地、西側は農地となっております。

現地を見ますと、農業用倉庫が建っており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。



利用権設定については、議案集11ページから14ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 8件 17筆 13,029.00㎡

耕作権の再設定 13件 31筆 24,242.66㎡

合計 21件 48筆 37,271.66㎡ です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集15ページから16ページに記載のとおりで、8件 15筆 10,049.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

次に、第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、15筆 11,859平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の意見聴取の依頼がありました。

議案集の17ページをご覧ください。また、別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の方ごとに、それぞれ「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者数」、「作物の種類」など、4名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第7号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

以上で、第22回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第22回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時42分